

A7 医療法人の非営利性の徹底に伴って、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金調達手段として、基金制度が導入されました。これにより平成19年4月1日以後、持分の定めのない社団医療法人は、「基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款に定めることができる」とされ、選択により「基金」制度を採用することができるようになりました。この選択により「基金」制度を採用している持分の定めのない社団医療法人を基金拠出型医療法人といいます。

【解説】

基金制度を採用する場合には、定款において基金の拠出者の権利に関する規定や基金の返還の手続きを定める必要があります。

基金とは、社団医療法人で持分の定めのないものに拠出された金銭その他の財産であって、医療法人が拠出者に対して、定款で定めるところに従い返還義務を負うものをいいます。金銭以外の財産を基金として拠出した場合の返還義務は、その財産の拠出時の価額に相当する金銭の返還義務が生じることになります。

なお、経過措置型医療法人に位置づけられる持分の定めのある社団医療法人や財団医療法人では基金制度を採用することができませんし、持分の定めのない社団医療法人であっても社会医療法人・特定医療法人については基金制度を採用することはできません。

したがって、基金制度を採用している社団医療法人が、社会医療法人の認定や特定医療法人の承認を受けようとする場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要となります。

コラム) 出資金と基金の相違点

経過措置型医療法人の出資金とは、株式会社を設立する時に払い込む資本金と同様の性格を有します。そのため、経過措置型医療法人の純資産が増加すれば出資金の相続税評価も増加し、経過措置型医療法人の純資産が減少すれば出資金の相続税評価も減少します。

これに対して、基金拠出型医療法人の基金とは、一種の債権のようなもので基金拠出型医療法人が拠出者に対して返還義務を負うものをいいます。基金拠出型医療法人の基金は、経過措置型医療法人の出資金と異なり、純資産の増減によって債権額が増減することはありません。